

兵庫県医療機関情報システムの定期報告をお願いします。  
(報告期間：平成 31 年 1 月 4 日から 2 月 28 日まで)

兵庫県健康福祉部健康局医務課医療指導班

医療機関の管理者は、医療法に基づき、医療機関の平成 30 年 12 月 31 日現在の情報を平成 31 年 2 月 28 日までに都道府県に報告していただく必要があります。

従前より医療機関ごとに配付している ID とパスワードを用いて、インターネットを利用できるパソコンから、『兵庫県医療機関情報システム』(URL : <http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/>) により報告してください。

なお、県の保健医療計画の改定等の基礎データとなりますので、各項目もれなくご入力いただきますようお願いします。

※駅名からの医療機関検索が可能となるよう、「3 医療機関へのアクセス」項目の「(1) 医療機関までの主な利用交通手段」に情報入力いただきますよう、ご協力をお願いします。

※報告用のパスワード等を紛失された場合は、『兵庫県医療機関情報システム』トップページの「お知らせ」掲載の様式を用いて FAX にて再交付申請を行ってください。

※詳細な操作マニュアル又は紙報告用の様式は、兵庫県ホームページ内の記事『医療機能情報の報告義務について』(兵庫県ホームページの「サイト内検索」から『医療機能情報の報告義務について』で検索ください。) から入手できます。

【問い合わせ先】

- ・システム全般に関すること  
兵庫県健康福祉部健康局医務課医療指導班 078-341-7711 (内線 3228)
- ・「保健医療計画に関する事項」に関すること  
兵庫県健康福祉部健康局医務課企画調整班 078-341-7711 (内線 2717)
- ・「インフルエンザ対応」に関すること  
兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課感染症班 078-341-7711 (内線 3296)